

◇きたふくデイサービスセンター「自悠茶論」志徳 料金表◇

(1) 介護保険給付サービス料金表(1回あたりの料金)

サービス提供時間	要介護度	基本単位数	利用料(円)	利用者負担額(円)		
				1割負担	2割負担	3割負担
7時間以上 8時間未満	要介護1	658	6,672	668	1,335	2,002
	要介護2	777	7,878	788	1,576	2,364
	要介護3	900	9,126	913	1,826	2,738
	要介護4	1023	10,373	1,038	2,075	3,112
	要介護4	1,148	11,640	1,164	2,328	3,492

(2) 加算料金

加算	基本単位	利用料(円)	利用者負担額(円)			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
★入浴加算(Ⅰ)	40	405	41	81	122	1日につき 入浴加算(Ⅱ)と 併算不可
★入浴加算(Ⅱ)	55	557	56	112	168	1日につき 入浴加算(Ⅰ)と 併算不可
★個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	56	567	57	114	171	1日につき
★個別機能訓練加算(Ⅱ)	20	202	21	41	61	1月につき 個別機能訓練(Ⅰ)イ と併算可
★口腔機能向上加算(Ⅱ)	160	1,622	163	325	487	1回につき 月に2回まで
★若年性認知症受入加算	60	608	61	122	183	1日につき
科学的介護推進体制加算	40	405	41	81	122	1月につき
★認知症加算	60	608	61	122	183	1日につき
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	182	19	37	55	
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数 の 92/1000	左記の単位数 × 地域区分	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	基本サービス費に 各種加算減算を加 えた総単位数 (所定単位数)

*★については該当者のみ算定します。

- ・介護保険の適用がない場合のサービス利用の利用料金は当社が別に設定し全額が利用者の負担となります。
【介護保険適用外】食事の提供に要する費用を食事1回につき600円ご負担いただきます。

【各種加算の説明】

※ 入浴介助加算(Ⅰ)は、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合に算定します。又、入浴介助に係る職員に対し、入浴介助に関する研修を行ないます。
入浴介助加算(Ⅱ)は、居宅において入浴ができるようになることを目的に、職員が訪問し、福祉用具の貸与や住宅改修等の環境整備をアドバイスします。又、医師や理学療法士等との連携のもと、利用者の身体状況や浴室環境を踏まえて入浴計画を作成します。

※ 個別機能訓練加算(Ⅰ)は、多職種共同にて個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施している場合に算定します。個別機能訓練計画の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、機能訓練加算(Ⅱ)を算定します。

※ 若年性認知症利用者受入加算は、若年性認知症(40歳から64歳まで)の利用者を対象に指定通所介護を行った場合に算定します。

※ 口腔機能向上加算(Ⅰ)は、言語聴覚士、歯科衛生士または看護職員を1名以上配置します。口腔機能の低下又はそのおそれのある利用者に対して、多職種共同で口腔機能改善管理指導計画を作成の上、個別的に言語聴覚士、歯科衛生士または看護職員が口腔清掃又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施等の口腔機能向上サービスを実施、定期的に評価します。口腔機能向加算(Ⅱ)は(Ⅰ)の算定要件を満たし、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の情報を厚生省に提出し、そのフィードバック情報を活用した場合に算定できます。

※ 認知症加算は認知症の利用者が一定以上いる場合や、専門的な研修を配置していること、対象となる利用者がある場合等に算定できます。

※ 科学的介護推進体制加算は、利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を通所介護の適切かつ有効な提供に活用している場合に算定します。

※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対して通所介護を行った場合に算定します。

※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

※ 地域区分別の単価(10.14円)を含んでいます。